

令和3年10月1日

事業者の皆様へ

## 見積書・納品書等への押印廃止について

契約手続における事業者の負担軽減及び利便性向上並びにデジタル化の推進などの観点から、中央区に提出される見積書・納品書等について、氏名印や代表者印の押印を不要としましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 対象となる書類

- (1) 見積書
- (2) 納品書（第十一号様式（甲）及び（乙））
- (3) 完了届（第十一号の二様式（甲）及び（乙））
- (4) 工事竣功届（第十二号様式（甲）及び（乙））

#### 2 見積書の記載事項

文書の真正性を担保するため、見積書に「担当者の氏名（フルネーム）」及び「連絡先（電話番号）」を必ず記載してください。提出された内容について、区担当者が確認させていただく場合があります。

#### 3 適用日

令和3年10月1日

上記の日以降、中央区へ提出される見積書・納品書等に適用します。

#### 【問合せ先】

（見積書について）

総務部経理課契約係

電話：03-3546-5260

（納品書等について）

総務部経理課管財係

電話：03-3546-5263